

国 不 参 第 77 号  
令和 5 年 3 月 31 日

業界団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局参事官  
(公 印 省 略)

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の解釈・運用の考え方等の改正について

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和 2 年法律第 60 号）の円滑な施行のため、別紙 1 のとおり賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の解釈・運用の考え方（令和 2 年 10 月 16 日国不参第 22 号。以下「解釈・運用の考え方」という。）について改正及び施行することとした。なお、これに伴い、別紙 2 のとおりサブリース事業に係る適正な業務のためのガイドライン（令和 2 年 10 月 16 日国不参第 21 号）についても同日付で改正を行うため、改正点を参照されたい。

貴団体におかれても、貴団体加盟の業者に対する周知及び指導を行われたい。